

三条市民プール指定管理者募集要項

三条市民プールの管理・運營業務を安全かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び三条市民プール条例（平成 17 年三条市条例第 189 号）第 3 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) 施設の名称

三条市民プール（以下「市民プール」という。）

(2) 設置目的

三条市民の健康と福祉増進を図ることを目的として、市民プールを設置する。

(3) 所在地

三条市南四日町四丁目 8 番 40 号

(4) 施設規模

敷地面積：10,051.24 m²

建 物：鉄筋コンクリート造平屋建一部二階建

延床面積：1,489.09 m²

ア 屋内プール

競技用プール 25m×13m 6 コース（（公財）日本水泳連盟公認 水深 1.2～1.4m）

幼児用プール 13m×5m （水深 0.7～0.9m）

イ 屋外プール（夏季期間のみ）

競技用プール 50m×20.9m 9 コース（（公財）日本水連公認 水深 1.3～1.6m）

ウ その他

採暖室、シャワー、更衣室、プール観覧席、プレハブ物置

エ 施設の平面図 別紙 1 のとおり

(5) 利用状況（過去 3 年間）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	41,159 人	39,561 人	45,008 人

2 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

項目	内容
開館時間	火曜日から土曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日という。」）に当たるときは除く。） 午前10時から午後8時まで 日曜日及び休日 午前10時から午後7時まで
休館日	月曜日（その日が休日に当たるときは除く。） 12月29日から翌年1月3日まで （ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館し、または休館することができる。）

(2) 施設の使用許可

市民プールを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることとなります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とします。

(3) 施設の使用制限に関する基準

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、市民プールの使用を認めないものとします。

- ア 使用の目的が市民プールの設置目的に反するとき。
- イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- ウ 建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。
- エ その他指定管理者が管理上不相当と認めたとき。

(4) 利用料金

- ア 市民プールの使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めます。
- イ 指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。
- ウ 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

区分	市民プール					付属設備
	夏期	回数券	冬期	回数券	定期券	
大人 (高校生以上)	1人 1回につき 200円	2,000 円	1人 1回につき 400円	4,000 円	3か月 4,800円 6か月 8,000円 1年 12,000 円	1回につき 20円

区 分		市民プール				付属設備	
		夏期	回数券	冬期	回数券	定期券	ロッカー
中学生以下		1人 1回につき 100円	1,000 円	1人 1回につき 200円	2,000 円	3か月 2,000円 6か月 3,000円 1年 5,000円	
団体 (20人以上)	大人 (高校生以上)	1人 1回につき 100円	—	1人 1回につき 200円	—	—	
	中学生以下	1人 1回につき 50円	—	1人 1回につき 100円	—	—	

エ 利用料金は、前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができます。

(5) 使用許可の取消し等

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア 使用者が三条市民プール条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたととき。

3 業務の範囲

詳細は別紙4仕様書のとおり

- (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 応募資格

指定管理者の申請を行う者は、次に掲げる資格を満たすことが必要です。

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問いませんが、個人での応募は認められません。グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を

定めること。)

(2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は応募することはできません。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生の手続きをしている法人
- エ 最近 3 年間に於いて、市税・法人税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- オ 応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- カ 法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）、第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等
- キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

5 現地見学会

市民プールの見学会を次のとおり開催します。参加人数は、1 つの団体につき 2 人までとし、団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 現地見学会日程

開催日時 令和 6 年 8 月 28 日（水）午後 1 時 30 分～

※申込者が複数の場合、時間調整を行います。

(2) 参加申込み

ア 文書（郵便、FAX 又は電子メール）で次の事項を記入の上、申込みください。

(ア) 法人名又は団体名

(イ) 法人又は団体の住所

(ウ) 代表者名

(エ) 参加者名

(オ) 担当者名

(カ) 連絡先（電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス）

イ 申込締切日

令和 6 年 8 月 21 日（水）午後 5 時まで

ウ 申込先

住 所 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号
三条市役所 福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室
電 話 0256-34-5447
F A X 0256-34-5572
e-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp

6 応募方法

(1) 応募書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）のとおり
- イ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）
- ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）（申請者が法人のみ必要。申請書提出時の3か月以内のものに限ります。）
- エ 納税証明書（課税対象団体のみ必要。申請書提出時の3か月以内のものに限ります。）
- オ 団体の経営状況を証明する書類
 - （ア）法人直近2か年間の財産諸表、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録及び事業報告書
 - （イ）その他の団体…上記に準ずる書類
- カ 事業計画書（様式第2号）
- キ 収支予算書（様式第3号）
- ク 団体の概要書（様式第4号）
- ケ その他（自主事業提案書（様式第5号）等）

※応募関係書類につきましては、健康づくり課スポーツ振興室窓口に設置してあります。また、三条市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 募集期間

令和6年8月13日（火）から9月27日（金）まで

(3) 提出場所

〒955-8686
三条市旭町二丁目3番1号
三条市役所 福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室
電 話 0256-34-5447
F A X 0256-34-5572
e-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp

(4) 提出部数及び提出方法

データ及び紙での提出とします。データは、上記(3)のアドレス宛に提出ください。紙は、2部（正1部 副1部（副は復写可））提出ください。紙の提出方法は、持参又は書留郵便によるものとします。ただし、持参の場合

の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(5) 質問等について

ア 提出方法

質問は、別紙5の質問書により、郵便、FAX又は電子メールで提出ください。電話による問合せは受け付けません。

イ 提出期間 令和6年9月6日（金）午後5時まで必着のこと。

ウ 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。なお、質問の回答は本要項の追加または修正とみなします。

7 選定方法

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し、審査及び選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア 選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。（11月頃を予定）

イ 指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て行われます。

(3) 選定の基準

別紙6の審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その際は、別途連絡します。

8 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

9 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度毎に指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料上限額（概算額）222,990,000円

(2) 支払方法

毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することになります。

(4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、燃料費、電気使用料、水道使用料、電話使用料及び設備保守点検料等）

(5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用料を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 個別経費の取扱い

1件50万円（消費税及び地方消費税含む）に満たない金額の修繕及び施設整備については、指定管理者の負担とします。

(7) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

10 利用料金制等に関する事項

(1) 施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

利用料金収入の見込額 年6,569,535円（令和5年度決算額）

(2) 市が定めた基準に基づき、利用料金の減免を行います。

別紙7のとおり

11 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

12 その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、軽微な錯誤による変更などを除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(4) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。

14 参考資料

- (1) 資料No. 1 三条市民プール見取図
- (2) 資料No. 2 三条市民プール条例
- (3) 資料No. 3 三条市民プール条例施行規則
- (4) 資料No. 4 三条市民プール管理運営業務仕様書
- (5) 資料No. 5 公募用質問書
- (6) 資料No. 6 審査基準表
- (7) 資料No. 7 三条市公の施設使用料等の減免基準